

北本市地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条に規定する地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うため並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、北本市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所の位置)

第2条 協議会の事務所は、事務所を埼玉県北本市本町1丁目111番地北本市役所内に置く。

(協議事項等)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (5) 市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (6) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(組織)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 北本市副市長
- (2) 一般旅客自動車運送事業者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者
- (4) 市民及び地域公共交通の利用者の代表

- (5) 埼玉運輸支局長の指名する者
 - (6) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
 - (7) 前各号に掲げる者のほか、道路管理者、警察関係者、識見を有する者その他の市長が特に必要と認める者
- (役員の数及び選任)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名

2 会長は北本市副市長をもって充てる。

3 副会長及び監事は、委員の中から会長が選任する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第6条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

(委員任期)

第7条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(謝礼)

第8条 第4条第2号から第7号までに規定する委員が会議に出席した場合には、予算の範囲内において謝礼を支給することができる。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名

等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第10条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会の設置)

第11条 協議会は、計画の実施等にあたり、分科会を設置することができる。

2 分科会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、北本市総合政策部政策推進課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第13条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第14条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成21年3月10日から施行する。
- 2 協議会の設立初年度の委員の選任については、その任期を規約第7条の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。
- 3 協議会の設立初年度の事業年度については、規約第14条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成22年3月31日までとする。